

第32回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の開催報告

平成23年6月29日(水)に「第32回河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）」を開催しました。

今年度は野洲川流域の3市が占用する「野洲川立入河川公園（守山市）」「野洲川河川公園（野洲市）」「野洲川運動公園（栗東市）」が審議の対象となっており、現地調査を行った後、河川管理者から占用申請説明書の説明等が行われました。



第32回河川保全利用委員会

開催日時：平成23年6月29日(水) 9:00～12:30

場 所：コミュニティセンターやす 2F 第1・2研修室

参加者数：委員6名、河川管理者3名、事務局3名、傍聴者13名

議事次第

1. 開会
2. 河川管理者からの報告
3. 議事
 - 1) 委員長、副委員長の選出
 - 2) 第31回委員会活動の整理事項
 - 3) 野洲川立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園に関する申請説明書の説明
 - 4) 審査結果一覧表の説明
 - 5) 野洲川立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の更新申請についての審議
4. 一般傍聴者からの意見聴取
5. 委員会の今後のスケジュールについて
6. 閉会

※議事の4), 5)については次回持ちこしとなりました。

配布資料

- 議事次第
- 第31回河川保全利用委員会議事骨子整理表
- 第31回河川保全利用委員会審議事項の整理表
- 前回意見書（抜粋）
 - 野洲川立入河川公園（守山市）
 - 野洲川河川公園（野洲市）
 - 野洲川運動公園（栗東市）
- 審査結果一覧表
 - 野洲川立入河川公園（守山市）
 - 野洲川河川公園（野洲市）
 - 野洲川運動公園（栗東市）
- 参考資料
 - 委員会の今後のスケジュール
 - 河川敷占用許可申請・審査の手引き
 - 占用申請説明書

第32回 河川保全利用委員会（琵琶湖河川事務所）の概要

- ・現地調査後、会議の冒頭に今年度で第四期となる委員8名の委嘱について報告がありました。

岸本 直之氏（龍谷大学）	竹林 洋史氏（京都大学防災研究所）
中井 克樹氏（琵琶湖博物館）	三田村 緒佐武氏（滋賀県立大学）
村上 修一氏（滋賀県立大学）	門地 喜代春氏（滋賀県河川港湾室）
能登 勝氏（公募）	西澤 一男氏（公募）

- ・委員の互選により、委員長に三田村緒佐武氏、副委員長に村上修一氏が選出されました。
- ・次に過去の委員会の審議経過の説明、昨年度審議案件等の報告がされました。
- ・基本理念の「川でなければできない利用・川に活かされた利用」を推進する観点から、前回委員会で①一部施設の自然化の検討、②代替地の確保の検討、③類似施設の共有化による縮小・廃止の検討、④河川環境への関心を高め、深めるための具体策の策定、⑤過剰構造物撤去の検討を求める意見が出されており、その検討結果を含めて3市から提出された「野洲川立入河川公園（守山市）」「野洲川河川公園（野洲市）」「野洲川運動公園（栗東市）」の申請説明書について河川管理者から説明がありました。

	守山市	野洲市	栗東市
自然化について	バスケットボール場は、凹凸がドリブルの反発に影響する等の意見があり、引き続き舗装形態で利用したい。 駐車場は維持管理コスト面から次回改修時に取り組む。	テニスコートと駐車場の非舗装化は利用者の賛同が得られないため、今後、施設改修の機会に可能な範囲で取り組む。	陸上競技場は、非舗装化では連盟の公認が得られない、利用者の減少や施設の老朽化等が顕著になれば廃止を検討する。 テニスコートは、利用者の減少や施設の老朽化等が顕著になれば縮小し自然化を検討する。 駐車場は、舗装の劣化時に自然化を進める。
代替地確保の検討	確保は困難です。		
類似施設の共有化	野洲川河川敷利用検討会を設置。共同利用マップを作成し、市のホームページで掲載や管理事務所に置き、利用形態の変化をみて検討する。		
河川環境に対する関心を高め、かかわりを深める具体策	立入が丘小学校が「総合的な環境学習」を実施している。	河川敷への安全なルートが確保されていないため、自然観察等を行っていない。	「琵琶湖ゴミゼロ一斎清掃の日」に河川敷の清掃を市民に周知し、市民と協働で環境整備を実施している。今後、「樹木や小動物の保護啓発の看板設置」を検討する。
未利用な施設、過剰な構造物の撤去	休止していた循環式トイレを移動式トイレに変更する予定。		老朽化した回転遊具を撤去した。



野洲川河川敷 共同利用マップ



野洲川運動公園の調査状況

今後の委員会開催予定

第33回委員会

日時：平成23年8月31日(水)午前9:30～

場所：コミュニティセンターやす

■主な審議内容

- 野洲川立入河川公園、野洲川河川公園及び野洲川運動公園の更新審査に係る審議

※審議内容については、進行の都合上、変更となる場合があります。

「河川保全利用委員会」とは、公園など河川敷を占用する施設の新設・更新の許可にあたって、河川環境の保全・再生を重視する観点から、個々の案件毎に学識経験者等の意見を聴いて判断するために設置されたものです。

河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所) 委員会ニュース 第34号 2011年7月発行

【編集・発行】 河川保全利用委員会(琵琶湖河川事務所)

【連絡先】 国土交通省 近畿地方整備局 琵琶湖河川事務所 占用調整課

〒520-2279 滋賀県大津市黒津4-5-1

TEL:077-546-0904(直通) FAX:077-546-6840

ホームページ●<http://www.biwakokasen.go.jp/kisen-hozon/>

E-mail●info@biwakokasen.go.jp